

焼却灰等の放射能濃度測定結果

表1 主灰及びスラグの放射能濃度測定結果

測定機関 株式会社 むさしの計測
測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)
廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル(国立環境研究所)
使用測定器 ゲルマニウム半導体検出器

単位: Bq/kg

施設名	試料 採取日	主灰又は流動床不燃物		
		放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 セシウム合計
中央清掃工場	4月9日	不検出(<13)	不検出(<9)	不検出
港清掃工場	4月2日	不検出(<14)	不検出(<13)	不検出
北清掃工場	4月21日	不検出(<14)	不検出(<11)	不検出
品川清掃工場	4月22日	不検出(<17)	不検出(<16)	不検出
大田清掃工場(新工場)	4月15日	不検出(<11)	不検出(<8)	不検出
大田清掃工場第一工場	4月2日	不検出(<13)	20	20
多摩川清掃工場	4月5日	不検出(<11)	18	18
世田谷清掃工場 ※2	4月13日	不検出(<13)	19	19
千歳清掃工場	4月13日	不検出(<14)	不検出(<12)	不検出
渋谷清掃工場 ※2	4月9日	不検出(<14)	不検出(<13)	不検出
杉並清掃工場	4月6日	不検出(<10)	13	13
豊島清掃工場 ※2	4月19日	不検出(<14)	不検出(<14)	不検出
板橋清掃工場	4月23日	不検出(<11)	17	17
練馬清掃工場	4月21日	不検出(<13)	9	9
光が丘清掃工場	4月19日	不検出(<13)	不検出(<13)	不検出
墨田清掃工場	4月12日	不検出(<15)	22	22
新江東清掃工場	4月6日	不検出(<12)	不検出(<10)	不検出
有明清掃工場	4月21日	不検出(<15)	不検出(<11)	不検出
足立清掃工場	4月7日	不検出(<14)	18	18
葛飾清掃工場	4月12日	不検出(<11)	17	17

単位: Bq/kg

施設名	試料 採取日	スラグ		
		放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 セシウム合計
世田谷清掃工場	4月13日	不検出(<11)	不検出(<9)	不検出

※1 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、()内は検出下限値を表します。

※2 流動床式焼却炉であり、主灰が発生しない施設であるため、測定結果には流動床不燃物の測定値を記載しています。

※3 放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものは、放射性物質汚染対処特措法に則り、通常の埋立処分等を行います。

表2 飛灰及び飛灰処理汚泥の放射能濃度測定結果

測定機関 株式会社 むさしの計測
 測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)
 廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル(国立環境研究所)
 使用測定器 ゲルマニウム半導体検出器

単位: Bq/kg

施設名	試料 採取日	飛灰		
		放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 セシウム合計
北清掃工場	4月21日	不検出(<12)	73	73
千歳清掃工場	4月13日	不検出(<14)	34	34
渋谷清掃工場	4月9日	不検出(<16)	30	30
墨田清掃工場	4月12日	不検出(<15)	123	123

単位: Bq/kg

施設名	試料 採取日	飛灰処理汚泥		
		放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 セシウム合計
中央清掃工場	4月9日	不検出(<15)	32	32
港清掃工場	4月2日	不検出(<15)	38	38
北清掃工場 ※3	—	—	—	—
品川清掃工場	4月22日	不検出(<14)	47	47
大田清掃工場(新工場)	4月15日	不検出(<14)	35	35
大田清掃工場第一工場	4月2日	不検出(<13)	203	203
多摩川清掃工場	4月5日	不検出(<13)	27	27
世田谷清掃工場	4月13日	不検出(<12)	66	66
千歳清掃工場 ※3	—	—	—	—
渋谷清掃工場 ※3	—	—	—	—
杉並清掃工場	4月6日	不検出(<15)	48	48
豊島清掃工場	4月19日	不検出(<15)	20	20
板橋清掃工場	4月23日	不検出(<12)	82	82
練馬清掃工場	4月23日	不検出(<13)	58	58
光が丘清掃工場	4月19日	不検出(<13)	48	48
墨田清掃工場 ※3	—	—	—	—
新江東清掃工場	4月6日	不検出(<11)	74	74
有明清掃工場	4月21日	不検出(<12)	37	37
足立清掃工場	4月7日	不検出(<15)	76	76
葛飾清掃工場	4月12日	不検出(<12)	143	143
中防灰溶融施設	4月14日	不検出(<13)	54	54

※1 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、()内は検出下限値を表します。

※2 放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものは、放射性物質汚染対処特措法に則り、通常の埋立処分等を行います。

※3 「—」の工場は、定期補修工事等により測定していません。